

公表日：令和5年6月21日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全雇用労働者	99.8%
正規雇用労働者	85.2%
非正規雇用労働者	139.8%

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職金、通勤手当等を除く。

正規雇用労働者：期間の定めなくフルタイム勤務する労働者（専任教職員・無期雇用の契約専任職員・常勤的非常勤職員）

非正規雇用労働者：パートタイム労働者（1週間の所定労働時間が、同一の事業主に雇用される通常の労働者（正規雇用労働者）に比べて短い労働者）（非常勤教職員）及び有期雇用労働者（事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者）（有期雇用の契約専任教職員）